

久御山町こどもの未来魅力化条例（案）

令和7年11月 日

（条例の構成）

前文
1 目的
2 定義
3 基本理念
4 基本方針
5 各主体の責務及び役割
6 こどもの未来魅力化の施策に関する計画の策定と体制づくり

（前文）

未来社会の担い手であり、地域の宝であるこどもが、権利を尊重され、安全安心な環境のもとそれぞれの夢や希望を持ち、未来に向かって力強く成長することは、私たち町民の願いです。これまで町では、認定こども園の整備や家庭への経済的支援を中心に子育てにやさしいまちづくりを推進し、地域住民等や町内企業協力のもとさまざまな取組を行ってきました。

しかしながら、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、孤立化など社会の変遷とともに急速に変化しており、そのような中、貧困、虐待、不登校、ヤングケアラーなどこどもの抱える困難は複合的に重なり合い、深刻化しています。

このような現状を踏まえ、こどもの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく課題や困難があっても、その将来に夢や希望を持ちつづけ成長していけるよう、こども及び妊婦を含めた全ての子育て家庭（以下「こども及び子育て家庭」という。）に対し、町の責務や、保護者、地域住民等、こども園・学校・事業所及び町内企業のそれぞれの役割を明確にし、まち全体「オール久御山」で支援することにより、全てのこどもたちの未来が魅力的なものとなることを目指し、条例を制定するものです。

（考え方・ポイント）

- ◎ 久御山町において条例を制定するに至った考え方を明らかにします。
- ※ 小さい子をかかえて困っている方や潜在的に支援が必要な方、声をあげられないこどもがいます。条例による意識付けが大事です。
- ※ 課題は課題としてしっかりと受けとめ、地域の方が活躍されているといった町の特色、良さを活かし、明るく前向きな取組となるよう発信していきます。

1 目的

この条例は、全てのこどもたちの未来が魅力的なものとなり、その将来に夢と希望をもって成長できるまちの実現を図るため、基本方針を定め、町の責務並びに保護者、地域住民等、こども園・学校・事業所及び町内企業の役割を明らかにするとともに、教育と福祉が連携し、各種施策の一体的な推進に関する基本的事項を定め、まち全体「オール久御山」で全てのこどもたちを支援していくことを目的とする。

(考え方・ポイント)

- ◎ 最初に条例制定の目的を整理し、明記します。
- ※ この条例制定により、いかに住民や地域、企業を巻き込んでいけるか。また、こども園や学校、行政など、連携や踏み込みがしやすくなるようにしていくことが大事です。
- ※ キーワード「つながり」「巻き込んでいきたい」 ⇒ 「オール久御山」

2 定義

- (1) こども 心身の発達過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 町内に在住、若しくは在学・在勤する者又は町内で活動する個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (4) こども園・学校・事業所 こども園、学校その他保育、教育、福祉サービス等を受けるためにこどもが通い、又は入所する施設及び事業所をいう。
- (5) 町内企業 町内で、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(考え方・ポイント)

- ◎ この条例で用いる用語について、その意味を明記します。
- ※ 町の「こども計画」では、こどもの対象年齢を「こども基本法」の定義に基づき、「心身の発達過程にある者」としてしています。本条例でも同様の扱いとします。
- ※ 福祉サービス事業者は、「こども園・学校・事業所」に含めます。また、NPOは「地域住民等」に含めます。
- ※ 久御山町は、ものづくりのまちとして「企業」が特徴のひとつです。

3 基本理念

- (1) こどもの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく課題や困難があっても、将来に夢や希望を持ちつづけられるよう、こどもにとっての最善の利益を考慮すること。

- (2) こども一人ひとりがもつ学びや育つ力を伸ばすとともに、こどもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していくための「生きる力」をはぐくんでいけるよう考慮すること。

(考え方・ポイント)

- ◎ この条例全体における基本的な考え方を明記します。
- ※ 町教育大綱との整合も図ります。(「生きる力」の育成)

4 基本方針

- (1) 町の責務並びに保護者、地域住民等、こども園・学校・事業所及び町内企業がそれぞれの役割に応じ、主体的な取組を行うとともに、これらの者の相互の連携により、こどもが健やかに育つことができるための環境を整えること。
- (2) 教育、福祉、保健その他の関連分野において、こどもの育成に関して十分に連携を図った上で一体的な取組を行うこと。
- (3) 町が保有するこども及び子育て家庭の情報を集約して、活用することにより、こども及び子育て家庭に関する課題を早期に発見し、そのこども及び子育て家庭に対し必要な支援の充実を図るとともに、その課題が深刻化することのないよう予防的な支援の充実を図ること。

(考え方・ポイント)

- ◎ 教育、福祉、保健等が一体的に連携した取組を進めること。また、それぞれ把握している情報の連携により課題の早期発見、早期支援を行っていくことを方針として明記します。アウトリーチの取組へつなげます。
- ※ キーワード「教育と福祉の連携」、「地域との連携」、「機関連携」

5 各主体の責務及び役割

5-1 町の責務

町は、保護者とともにこどもの健やかな成長に関し責任があることを認識し、保護者、地域住民等、こども園・学校・事業所及び町内企業が連携し、それぞれの役割を果たすことができるよう、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 町は、教育、福祉、保健その他の関連分野において円滑な連携を図るため、必要に応じ町が保有するこども及び子育て家庭の情報を集約して、その活用を図ること。
- (2) 町は、前号による連携を図るとともに、必要に応じ適切な支援を実施すること。

- (3) 町は、こどもの学びや育つ力を伸ばしていくため、こども園、学校等の教育環境整備及び充実を図ること。
- (4) 町は、この条例の目的について、こども、保護者、地域住民等、こども園・学校・事業所及び町内企業の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

5-2 保護者の役割

保護者は、こどもの健やかな成長に関し第一義的な責任があることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。ただし、困ったときは、周囲に必要な協力や支援を求め、取り組むものとする。

- (1) こどもの年齢及び成長の程度に応じた養育に努めること。
- (2) こどもが安心して生活することができる家庭環境づくりに努めること。
- (3) こどもが生きる力を育むことができるよう支えること。

5-3 地域住民等の役割

地域住民等は、地域が、こどもの豊かな人間性及び社会性を育み、並びに家庭における子育てを補完する場所であることを認識するとともに、目配りや声かけ等こどもとの対話を大切にし、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが安全に生活することができる地域づくりに努めること。
- (2) 保護者及びその家庭が安心して子育てができる地域づくりに努めること。
- (3) こどもと活動を行う機会その他こどもとの交流・体験の機会を設けるよう努めること。

5-4 こども園・学校・事業所の役割

こども園・学校・事業所は、こどもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場所であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもの年齢及び成長の程度に応じ、こどもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (2) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう支援を行うこと。
- (3) こどもの安全確保を第一とし、こどもに関する課題に早期に気付き、町、地域住民等及び町内企業とも連携し、支援を行うこと。

5-5 町内企業の役割

町内企業は、事業活動を行うに当たって、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが安全に生活することができる地域づくりに協力すること。
- (2) こどもの育ちの支えとなる体験等の活動を主体的に行うよう努めること。
- (3) 従業員が家庭においてこどもとの関わりを深めることができるよう必要な取組を行うよう努めること。

(考え方・ポイント)

- ◎ この条例の目的を達成するため、各主体の責務と役割について明確にします。
- ※ 家庭事情が複合的になればなるほど顕在化しない、表面化しない傾向にあります。周りにいる大人、学校の先生、こども食堂などが、子どもたちと信頼関係を築き、みんなで連携してサポートしていくような条例になればと考えます。
- ※ 学校が家庭の状況まで踏み込む難しさはあります。福祉との連携強化、情報収集の中で対応力の向上は必要です。
- ※ 福祉面では町内に放課後等デイサービスがないなど、町内に資源が少ない側面があります。民間の資源がつくっていける町になればと考えます。
- ※ 久御山町の特徴でもある企業。夏休みに企業体験など、企業も子どもたちにかかわっていけるようになればいいです。また、子どもたちも将来、仕事に就くために学んでいくということを意識できれば。
- ※ 企業も社会貢献に関心が高いです。行政の役割は信頼力を使って調整しつなぐことが大事です。

6 こどもの未来魅力化の施策に関する計画の策定と体制づくり

6-1 こどもの未来魅力化の施策に関する計画の策定

町は、基本方針に基づく施策を推進するための実行計画となる「こどもの未来魅力化の施策に関する計画」を策定する。

また、こどもの未来魅力化の施策に関する計画の実施状況については、検証する仕組みを設けることとし、必要に応じて見直しを行うこととする。

6-2 こどもの未来魅力化に向けた体制づくり

町は、こどもの未来魅力化の施策に関する計画の策定及び推進にあたっては、教育、福祉、保健その他の関連分野において円滑に連携が図るとともに、一体的に推進できる組織体制を設置する。

(考え方)

- ◎ この条例の目的を達成するため、実行計画となる「こどもの未来魅力化の施策に関する計画（アクションプラン）」を策定することを明記します。
- ◎ アクションプランの実効性を担保するため、検証する仕組みを設けることを明記します。
- ◎ アクションプランの策定及び推進にあたっては、各分野が円滑に一体的連携を図れる組織体制を町組織内に設置することを明記します。